



Title	アメリカ連結会計基準の転換
Author(s)	今田, 正
Citation	経営と経済, 73(3), pp.51-73; 1993
Issue Date	1993-12-24
URL	http://hdl.handle.net/10069/28868
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-17T05:56:04Z

アメリカ連結会計基準の転換

今 田 正

はじめに

FASB は1991年9月に『討議資料』「連結方針および手続」⁽¹⁾（以下、単に『討議資料』という）を表わし、従来の連結会計基準の大幅な見直しを行い、新基準の基本的方向性を示した。この見直しの対象となる現行アメリカ連結会計基準書には、中心となる ARB第51号「連結財務諸表」⁽²⁾の他、APB オピニオン第18号「普通株式への投資に関する持分法会計」⁽³⁾、FASB ステイトメント第12号「市場性ある有価証券の会計」⁽⁴⁾および同ステイトメント第14号「企業のセグメント財務報告」⁽⁵⁾等がある。このプロジェクトは FASB の「連結とその関連事項」に関する見直しプロジェクトの第2段階である。プロジェクトの第1段階は、ARB 第51号における、すべての過半数所有子会社の連結についての除外事項としての「非同質性」(“nonhomogeneity”)条項⁽⁶⁾の見直しであり、これは、FASB ステイトメント第94号「すべての過半数所有子会社の連結」⁽⁷⁾として表わされ、現行基準を形成している。同ステイトメントは、連結から除外事項とされた「非同質的」事業、相対的に大きな少数株主持分、または海外子会社条項を削除し、すべての過半数所有子会社の連結を要求したのである。⁽⁸⁾そうして、プロジェクトの第2段階が、設定後30年を経過している ARB 第51号の全面的修正を行うことであった。『討議資料』は、伝統的エンティティー概念に替えて、比例連結概念をも含めた、経済的単一体概念、親会社概念といった基礎的概念の枠組みの拡大によって「会計方針および手続」の多様化とその選択基準を提示している。子会社資産、負

債の連結範囲は、資産評価は原価か公正価値か、「のれん」の計上額は、連結範囲は持株基準か支配力基準か、未実現損益は完全消去か部分消去か、といった問題である。『討議資料』は連結会計の諸問題領域についての近年の連結理論、実務の新たな展開をふまえた集大成とされるが、そのアプローチ法は、現代アメリカ会計基準の設定過程の特徴を十分に備えている。それは、各会計領域についての代替的処理法の提示と、資産、負債の認識計上と測定における時価計上とをもって特徴づけられよう。

(註)

- (1) FASB, *Discussion Memorandum, Consolidation Policy and Procedures*, 1991.
- (2) Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No.51, Consolidated Financial Statements*, 1959.
- (3) APB, *APB Opinion No.18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*, 1971.
- (4) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.12, Accounting for Certain Marketable Securities*, 1975.
- (5) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.14, Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, 1976.
- (6) ARB No.51は、「例えば、親会社とその他の子会社が製造業である場合、当該子会社が銀行、保険会社あるいは金融会社であるものについては個別財務諸表が望ましい」とした (ARB No.51, *op. cit.*, para. 3.)。
- (7) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.94, Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries*, 1987.
- (8) *Ibid.*, para. 9.

I. 連結基礎概念

(1) 三つの基礎概念

『討議資料』は連結財務諸表作成の手続論を基礎づけるにあたって、三つ

の基礎概念を設定する。「経済的単一体概念」(economic unit concept)、「親会社概念」(parent company concept)、「比例連結概念」(proportionate consolidation concept)、である。⁽¹⁾

経済的単一体概念のもとでは、連結財務諸表は単一の組織体として活動する法実体のグループ — 親会社および子会社から成る — に関する情報を提供するものとされる。連結実体の資産、負債、収益、費用、利得および損失は構成体の総計であり、また支配持分 (controlling interest) および非支配持分 (noncontrolling interest) は連結実体の所有主グループの構成体となる。⁽²⁾

親会社概念のもとでは、連結財務諸表は、親会社自体の株主持分に子会社純資産に対する未分配の親会社株主持分を加えたものを表わす、とされる。したがって、連結貸借対照表は本質的には、親会社の子会社に対する投資勘定を子会社の資産、負債をもって置き換えた親会社の修正貸借対照表であり、また同様に、連結損益計算書は、本質的に、親会社の子会社に対する投資収益を子会社の収益、費用、利得および損失をもって置き換えた親会社の修正損益計算書であるとされるのである。⁽³⁾

このような二つの概念にあって、非支配 (少数株主) 持分は、経済的単一体概念では、総体としての経済的単位における所有主持分の一部であるとされ、非支配持分は多数株主持分ないし支配持分と同じ一般的性質のものであり、基本的に同じように処理される。一方、親会社概念では、非支配持分は、親会社が現金その他資産を当面支払う義務を負うわけではないという意味で、負債でもなく、また所有主持分に表示されることもない。負債と株主持分との中間に表示されるべき項目とみなされるのである。⁽⁴⁾

連結財務諸表の第三の概念は、比例連結概念である。この比例連結概念のもとでは、子会社の資産、負債、収益、費用、利得および損失に対する親会社持分のみが連結財務諸表に含められる。すなわち、報告の主体は親会社であるが、親会社所有主が受ける便益の額のみが連結財務諸表上報告されるのである。すなわち、比例連結においては、親会社の投資勘定に替わる子会社

の資産、負債、収益、費用、利得および損失の親会社の持分だけを置換した親会社の修正財務諸表であるとされる。⁽⁵⁾したがって、この概念では非支配持分は表示されないことになる。

以上のように、『討議資料』は基本的に三つの連結概念を提示したのであるが、これらの概念をより明確とするため、経済的単一体概念および親会社概念について子会社取得時の会計認識を比較しよう。

(2) 資産、負債および連結のれんの認識

親会社概念において、子会社が一回の取引で取得されるとする。まず識別可能な資産、負債は、その親会社の比例持分額が取得日におけるその公正価値で、これにプラスし、非支配持分相当額が子会社簿価で連結に含められる。連結のれんは投資原価と子会社の資産および負債の純公正価値に対する親会社の比例持分額との差額として認識される。⁽⁶⁾

経済的単一体概念においては、子会社の識別可能な資産、負債は子会社取得時の公正価値で連結に含められる。すなわち、子会社資産、負債について親会社および非支配持分の両方が公正価値で連結される。ただし、この概念のもとでは、連結のれんの認識については二つの解釈がある、一つの認識法は、連結財務諸表上、子会社取得時の親会社の買入れ「のれん」額のみを計上するというもので、親会社の子会社取得原価と支配権の取得時における子会社の識別可能な純資産の公正価値の親会社の比例持分相当額との差額である。したがって、この解釈では非支配持分に相当する「のれん」は認識されないことになる。⁽⁷⁾いま一つの認識法は、支配権取得時のすべての子会社「のれん」を認識するというものである。「のれん」は、全体としての子会社の評価額と子会社の識別可能な資産、負債のすべての公正価値との差額として測定される。⁽⁸⁾以上を、いま設例をもって示そう。⁽⁹⁾

親会社が子会社（識別可能な純資産の公正価値1,200ドル、識別可能な純資産の帳簿価額800ドル）の普通株の60パーセントを900ドルで取得したとすれば、各概念によった連結処理は次の如くなされる。

		識別可能な子会社	識別可能な子会社
買収株式	支払い額	純資産公正市場価値 [*]	純資産帳簿価額
60%	900ドル	1,200ドル	800ドル

*識別可能な子会社純資産公正市場価値は各識別可能な資産合計額から各識別可能な負債合計額を控除した額

親会社概念においては、子会社の識別可能な純資産は1,040ドル [(60%×1,200ドル) + (40%×800ドル)] で連結されることになる。「のれん」は180ドル [900ドル - (60%×1,200ドル)] として認識され、非支配持分は320ドル (40%×800ドル) となる。

経済的単一体概念においては、子会社の識別可能な純資産は1,200ドルで連結される。もし、「のれん」について親会社の比例持分のみを認識するとすれば、「のれん」額は180ドル [900ドル - (60%×1,200ドル)] となる。経済的単一体概念のいま一つの解釈によった場合、子会社の60パーセントを取得するのに900ドルが支払われたということは子会社の資産および負債（「のれん」の総額を含め）の総評価額は1,500ドル (900ドル÷60%) であることを意味する。連結にあたって、識別可能な資産および負債は1,200ドルと認識され、300ドルの「のれん」が認識されるが、その額は子会社の公正価値1,500ドルからその識別可能な純資産額1,200ドルを控除した差額に等しい。非支配持分は600ドル (40%×1,500ドル) で計上される。

では、つぎに、識別可能な純資産の公正価値以下で取得された場合はどうか。前例と同じ子会社の純資産公正価値および簿価について、子会社の60パーセントを600ドルで取得したとしよう。⁽¹⁰⁾

		識別可能な子会社	識別可能な子会社
買収株式	支払い額	純資産公正市場価値	純資産帳簿価額
60%	600ドル	1,200ドル	800ドル

親会社概念においては、子会社の識別可能な純資産は、前例のように1,040ドル [(60%×1,200ドル) + (40%×800ドル)] から「消極のれん」120

ドル [600ドル - (60% × 1,200ドル)] を控除した920ドルとして連結される。非支配持分は320ドル (40% × 800ドル) となる。

経済的単一体概念においては、子会社の識別可能な純資産は各々の公正価値の最高の見積総額である1,200ドルで連結に含まれる。「消極のれん」は子会社全体としての価値の指標とされるのであって純資産の個々のそれではない。もし「消極のれん」の親会社持分のみが認識されるとすれば、「消極のれん」額は120ドル [600ドル - (60% × 1,200ドル)] となる。非支配持分は480ドル ((40% × 1,200ドル) として計上される。⁽¹¹⁾

経済的単一体概念のいま一つの解釈によれば、子会社の60パーセントを取得したということは全ての子会社の資産および負債（「のれん」を含む）の総評価額は1,000ドル (600ドル ÷ 60%) であることを意味する。識別可能な資産、負債は連結にあたって、その公正価値1,200ドルとして認識される。したがって、200ドルの「消極のれん」が認識される。非支配持分は400ドル (40% × 1,000ドル) として貸借対照表上に計上される。⁽¹²⁾

(3) 段階的取得の場合

支配権が子会社株式の2段階あるいはそれ以上にわたり異なる時点で取得される場合を考える。経済的単一体概念において、すべての識別可能な子会社資産および負債は支配権取得時の公正価値で連結される。また、「のれん」の公正価値は子会社評価額または支払価格によって決定される。また最初に取得された持株については、当該持株の現在公正価値がその親会社帳簿価額と異なる場合は保有損益が認識される。⁽¹³⁾ いま次のように、子会社が2段階によって取得されるとしよう。⁽¹⁴⁾

		子会社の識別可能な 純資産の公正市場価値	子会社の識別可能な 純資産の帳簿価額
買収株式	支払い額		
30%	350ドル	1,000ドル	700ドル
30	450	<u>1,200</u>	<u>800</u>
増加		<u>200</u> ドル	<u>100</u> ドル

「全部のれん法」においては、「のれん」は300ドル — 識別可能な純資産の公正価値（1,200ドル）を超える子会社の総価値1,500ドル（450ドル÷30%） — として認識される。非支配持分は600ドル（40%×1,500ドル）で、また30パーセントの株式買収分について保有利得71.25ドル〔450ドル－378.75ドル⁽¹⁵⁾（350ドル+30ドル－1.25ドル）〕が認識される。

「買収のれん法」のもとでは、「のれん」90ドル〔450ドル－（30%×1,200ドル）〕が認識される。非支配持分は480ドル（40%×1,200ドル）。そうして、当初の30パーセントの持分について18.75ドルの保有損失が認識される。⁽¹⁶⁾

親会社概念においては、子会社株式の買収の度に別個に処理され、それらの取得は支配権達成時に合計される。「のれん」は、まず、第1回の30パーセントの持分取得について50ドル（350ドル－30%×1,000ドル）が認識され、これについて1.25ドル（50ドル÷40年）が持分法のもとで償却され、残余额48.75ドルが第2回の取得による90ドル（450ドル－30%×1,200ドル）に加算され、合計138.75ドルが「連結のれん」に計上される。子会社の識別可能な純資産は、第1回の30パーセント取得による300ドル（30%÷1,000ドル）、子会社純利益のうち親会社帰属分30ドル（30%×100ドル）、および第2回取得による360ドル（30%×1,200ドル）、さらに非支配持分320ドル（40%×800ドル）から成る1,010ドルで連結計上される。⁽¹⁷⁾

脚

(1) FASB, Discussion Memorandum, *op. cit.*, para. 56.

(2) *Ibid.*, para. 63.

(3) *Ibid.*, para. 64.

(4) *Ibid.*, para. 68. 70.

(5) *Ibid.*, para. 114.

(6) *Ibid.*, para. 81.

(7) *Ibid.*, para. 82. 83.

- (8) *Ibid.*, para. 84.
- (9) 『討議資料』が示す設例による (*Ibid.*, para. 85~87.)。
- (10) *Ibid.*, para. 88.
- (11) *Ibid.*, para. 89.
- (12) *Ibid.*, para. 90.
- (13) *Ibid.*, para. 92.
- (14) *Ibid.*, para. 93.
- (15) APB Opinion No.18により、投資者は持分法によって、増加利益30ドル (100ドルの30% = 30ドル) と「のれん」50ドル [350ドル - (30% × 1,000ドル)] の償却費1.25ドル (50ドル ÷ 40年) を認識する。よって、1年後の投資者の投資勘定簿価は378.75ドル (350ドル + 30ドル - 1.25ドル) となる (*Ibid.*, para. 93.)。
- (16) *Ibid.*, para. 95.
- (17) *Ibid.*, para. 97. 99.

II. 連結基礎概念と会計処理

前節において、三つの連結基礎概念の特徴についてみた。いま一度、親会社-子会社関係の成立時における資産、負債の認識と測定の方法を整理しよう。

親会社による子会社の取得時における子会社資産、負債は連結財務諸表上、如何に処理されるべきか、『討議資料』は以下のような代替的方法を提示した。

第一は、親会社-子会社関係の成立時における子会社の「のれん」を含む資産、負債の公正価値をもって処理する、というものである。この方法では、連結財務諸表は子会社の識別可能な資産、負債の公正価値の総額・プラス・子会社「のれん」の総額の公正価値を計上するもので、これは経済的単一体概念による「全部のれん」(full goodwill) 法と呼ばれる。⁽¹⁾

第二は、親会社—子会社関係成立時の子会社の公正価値に「のれん」の親会社の買入れ持分額のみを含める方法である。すなわち、この方法は連結財務諸表には親会社—子会社関係の成立時における子会社の識別可能な資産、負債の公正価値の総額にプラスして親会社による「のれん」の買収持分額が表示されることになる。これは経済的単一体概念による「買収のれん」(purchased goodwill)法と呼ばれる。⁽²⁾

第三の方法は、子会社取得時の親会社の持分相当の子会社公正価値・プラス・非支配持分相当の帳簿価額で計上するというものである。すなわち、この方法では連結財務諸表は親会社による子会社の持分買収時における「のれん」を含む資産および負債の公正価値の親会社の持分相当にプラスして子会社の帳簿価額で測定した非支配持分を表示することになる。⁽³⁾

第四の方法は、子会社取得時の親会社持分相当の公正価値で評価し、非支配持分相当額を含めないという方法である。この方法では、連結財務諸表は、「のれん」を含む子会社資産および負債の公正価値の親会社持分総額を表示し、非支配持分相当の全額が除去されることになる。⁽⁴⁾

以上の会計処理に従った具体的連結財務諸表の作成例を示そう。次のような取引を仮定する。⁽⁵⁾

1991年1月1日：P社は15,000ドルの資本（12,000ドルについては株式の発行で、3,000ドルについては債券発行により）を調達し、15,000ドルをS社普通株の60パーセントを取得するのに用いた。S社の純資産の公正価値は20,000ドル（その60パーセントが12,000ドル）である。S社の貸借対照表およびその資産、負債の公正価値は以下のごとくであったとしよう。

	帳簿価額	公正価値	差 額
現 金	1,000ドル	1,000ドル	
受取勘定	4,000	4,000	
棚卸資産	10,000	11,500	1,500ドル×60%＝900ドル
設備・備品（純額）	<u>20,000</u>	<u>28,500</u>	8,500 ×60%＝5,100

資産合計	<u>35,000</u> ドル	45,000
支払勘定	25,000ドル	25,000
株主持分	<u>10,000</u>	_____
負債・株主持分合計	<u>35,000</u> ドル	
純資産公正価値		<u>20,000</u> ドル

第1表は1991年1月1日におけるP社及びS社の連結貸借対照表を示す。

第1表 P会社及び子会社の連結貸借対照表

1991年1月1日

	経済的単一体概念		親会社概念	比例連結
	全部のれん法	買収のれん法		
資産：				
現金	1,000ドル	1,000ドル	1,000ドル	600ドル
受取勘定	4,000	4,000	4,000	2,400
棚卸資産	11,500	11,500	10,900	6,900
施設・設備（純額）	28,500	28,500	25,100	17,100
のれん	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>
資産合計	<u>50,000</u> ドル	<u>48,000</u> ドル	<u>44,000</u> ドル	<u>30,000</u> ドル
負債及び株主持分：				
支払勘定	<u>28,000</u> ドル	<u>28,000</u> ドル	<u>28,000</u> ドル	<u>18,000</u> ドル
負債合計	28,000ドル	28,000ドル	28,000ドル	18,000ドル
非支配持分			4,000	
株主持分：				
資本金・その他の払込資本	12,000	12,000	12,000	12,000
利益剰余金	_____	_____		
支配持分合計	12,000	12,000		
非支配持分	<u>10,000</u>	<u>8,000</u>	_____	_____
株主持分合計	<u>22,000</u>	<u>20,000</u>	<u>12,000</u>	<u>12,000</u>
負債及び株主持分合計	<u>50,000</u> ドル	<u>48,000</u> ドル	<u>44,000</u> ドル	<u>30,000</u> ドル

a. 経済的単一体概念の両方法において、子会社の全ての識別可能な資産が非支配持分の40パーセント分を含め公正価値で計上される。子会社S社の非支配持分は株主持分に含めて—それぞれ10,000ドルまた8,000ドルとして—表示されるが、この差額2,000ドルは1991年1月1日の「のれん」の非支配持分の40パーセント分を認識するかどうかによる。

b. 子会社の60パーセントを15,000ドルで買収したのであるから、S社の総価値は25,000ドル（15,000ドル÷60％）である。その識別可能な純資産の公正価値は20,000ドルであるから、その「のれん」総額は5,000ドル（25,000ドル－20,000ドル）である。P社のS社「のれん」の買収分は3,000ドル（60％×5,000ドル）である。

c. 親会社概念においては、子会社純資産の非支配持分相当額は、経済的単一体概念が公正価値を用いるのと対照的に、帳簿価額で計上される結果、総資産額は小さくなる。

特に、棚卸資産の帳簿価額を超える公正価値額についての非支配持分の40パーセント（600ドル）、施設・設備のそれ（3,400ドル）、および「のれん」のそれ（2,000ドル）は連結貸借対照表から除かれる。S社の非支配持分は連結貸借対照表上、負債と株主持分との間に表示される。

d. 比例連結の場合、総資産額は最も小さくなる。なんとすれば、この場合、連結貸借対照表は子会社の資産および負債の親会社の比例的持分額のみを計上することになるからである。

つぎに、第2表は子会社取得後1年の1991年12月31日で終了する年度のP社とその子会社（S社）連結損益計算書を示す。この年度、S社は10,000ドルを稼得し、その全額を現金配当（P社の持分は60パーセント）した。P社はS社の利益に対する持分以外に利益を有しない。1991年S社個別損益計算書は以下の如くであった。⁽⁶⁾

売上	<u>32,000</u> ドル
原価および費用：	
売上原価	14,000
減価償却費	<u>2,000</u>
のれん償却	0
その他の費用	<u>6,000</u>
原価および費用合計	<u>22,000</u>
純利益	<u>10,000</u> ドル

第2表

P社・S社連結損益計算書

1991年12月31日をもって終る年度

	経済的単一体概念		親会社概念	比例連結
	全部のれん法	買収のれん法		
売上	<u>32,000</u> ドル	<u>32,000</u> ドル	<u>32,000</u> ドル	<u>19,200</u> ドル
原価および費用				
売上原価	15,500	15,500	14,900	9,300
減価償却費	2,850	2,850	2,510	1,710
のれん償却	125	75	75	75
その他の費用	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>3,600</u>
原価および費用合計	<u>24,475</u>	<u>24,425</u>	<u>23,485</u>	<u>14,685</u>
非支配持分控除前子会社利益			8,515	
非支配持分帰属利益の控除額			<u>4,000</u>	
純利益	<u>7,525</u> ドル	<u>7,575</u> ドル	<u>4,515</u> ドル	<u>4,515</u> ドル
非支配持分帰属純利益	3,010ドル	3,060ドル		
支配持分帰属純利益	4,515ドル	4,515ドル		

a. まず、純利益は、経済的単一体概念では2つの方法とも、支配持分、非

支配持分の両方を含める結果、その額は親会社概念または比例連結に比べ大きくなる。経済的単一体概念では両持分は所有主持分の部分をなす。後者の2つの概念においては支配持分のみが所有主持分とみなされ、関係会社の純利益についてのその持分のみが純利益を構成する。

b. 概念の相違にもかかわらず、支配持分に帰属する純利益は4,515ドルである。

c. 「全部のれん」法以外では、非支配持分「のれん」2,000ドルは認識されないのであるから、「全部のれん」法における「のれん償却」額は他の3つの方法より50ドル（2,000ドル÷40年）だけ大きくなる。

d. 4つの概念において、連結売上原価はつぎのように計算される。

経済的単一体概念－「全部のれん」法：

$14,000 \text{ドル} + 1,500 \text{ドル}$ （子会社取得時の帳簿価額を超える公正価値額）＝
15,500ドル

経済的単一体概念－「買収のれん」法：

同上

親会社概念：

$14,000 \text{ドル} + (60\% \times 1,500 \text{ドル}) = 14,900 \text{ドル}$

比例連結：

$(60\% \times 14,000 \text{ドル}) + (60\% \times 1,500 \text{ドル}) = 9,300 \text{ドル}$

e. 経済的単一体概念での売上原価は親会社概念に比べ600ドルだけ多くなるが、子会社棚卸資産に対する非支配持分は親会社－子会社関係の成立時における公正価値をもって連結され、この帳簿超過額が600ドルである。

f. 4つの概念において、連結減価償却費はつぎのように計算される。

経済的単一体概念－「全部のれん」法：

$2,000 \text{ドル} + 850 \text{ドル}$ （子会社取得時の公正価値の帳簿価額超過額8,500ドルを10年にて償却）＝2,850ドル

経済的単一体概念－「買収のれん」法：

同上

親会社概念：

$$2,000 \text{ドル} + (60\% \times 850 \text{ドル}) = 2,510 \text{ドル}$$

比例連結：

$$(60\% \times 2,000 \text{ドル}) + (60\% \times 850 \text{ドル}) = 1,710 \text{ドル}$$

g. 経済的単一体概念での減価償却費は親会社概念に比べ340ドルだけ多いが、これは子会社の施設・設備資産は子会社取得時の公正価値をもって連結され、それは帳簿価額を3,400ドルだけ超過し、10年にわたって償却されることになる。

h. 第2表は、経済的単一体概念による連結損益計算書における非支配持分の二つの表示方法のうちの一つの方法を示している。他の方法は、非支配持分帰属利益を純利益から排除して支配持分帰属純利益を表示するものである。⁽⁷⁾

	第1法	第2法
純利益	<u>x,xxx</u> ドル	x,xxx
非支配持分帰属純利益	xxxドル	<u>xxx</u>
支配持分帰属純利益	x,xxxドル	<u>x,xxx</u>

(注)

- (1) Discussion Memorandum, *op. cit.*, para. 208, 209.
- (2) *Ibid.*, para. 213.
- (3) *Ibid.*, para. 214.
- (4) *Ibid.*, para. 217.
- (5)(6) 『討議資料』が掲げる設例による (*Ibid.*, para. 249, 250, 253, 254)。
- (7) 第1法は報告実体に全体として帰属する純利益を強調し、しかるのちに当該利益を支配持分と非支配持分とに分割する。これに対して、第2法は、支配持分に帰属する純利益を強調し、損益計算書上の“ボトム・ライン”(“bottom line”)に焦点が置かれることになる (*Ibid.*, para. 395)。

Ⅲ. 連結の範囲

(1) 連結基準の概念枠

子会社を連結に含める条件はなにか。『討議資料』は基本的に、過半数持株基準、支配力基準という二つの代替的基準からなる論理枠組みを提示する。

一つは、過半数持株のみを条件とする方法：これは、支配はある実体が他の実体の経営、営業活動および財務政策を指揮ないし方向づける力であり、通常、投資者が被投資者の過半数の持株の場合、前者は後者を支配することになる⁽¹⁾、というものである。この立場は、従来⁽¹⁾の連結会計基準 ARB No. 51 の立場であり、同基準は連結基準を支配的財務持分 (controlling financial interest) の所有に求めたが、これは過半数持株 (ownership of a majority voting interest) を意味するとしたのである⁽²⁾。

第二の方法は、支配力基準または支配力・プラス・持株比率を条件とする方法：すなわち、一つは支配力のみを条件とするもので、過半数持株あるいは重要な少数持株は支配達成の手段であり、支配力の指標であって、個別の条件ではない、とする。いま一つは、支配力と持株比率が両方とも必要条件であるとする。支配力は親会社－子会社関係の存在の指標であり、持株は親会社株主に子会社純資産に対する受益権 (beneficial interest) を与えるのであって、この支配力と持株比率とが連結に不可欠な条件というものである⁽³⁾。

そこで、この受益権概念⁽⁴⁾を強調する親会社概念は、連結は親会社株主が子会社純資産に受益権を有する場合のみ適切とする。親会社によって子会社が支配されているとしても、親会社が相対的に少ない直接、間接の持株しか有しない場合は連結すべきでないとする⁽⁵⁾。

さらに、比例連結概念では、親会社概念よりも過半数持株にこだわらない。むしろ、40パーセントないし30パーセントあるいはそれ以下の持株比率さえ主張するのである⁽⁶⁾。

これに対して、経済的単一体概念においては、親会社によって支配され、したがって、単一の営業体としての法的実体グループの一部分であるすべての子会社を連結に含めることになる。すなわち、この概念では持株は支配力の一つの指標にすぎなく、連結の個別の条件ではない。また、議決権の保有は支配力達成の手段であり、確かに最も一般的手段であるが、必ずしも唯一の手段ではない⁽⁷⁾、というのである。

では、その支配力とはなにか、『討議資料』はつぎのように定義する。⁽⁸⁾

「支配とは他の実体の経営、営業および財務方針を指揮あるいは方向づける、ある実体の力である。」

要するに、支配力基準は連結範囲をいわゆる法的過半数持株に換えて、実質的支配を強調するのであるが、その具体的方法はなにか。『討議資料』によれば、一つは、議決権株の過半数所有による法的支配 (legal control) または直接的過半数持株によらない合法的方法 (legal device) による多数議決権の行使力による支配である。後者の例として、(1)ピラミディング (pyramiding)⁽⁹⁾、(2)種別化された議決権株の利用⁽¹⁰⁾、(3)決議権トラスト (voting trust)⁽¹¹⁾ といったものをあげる。いま一つは、法的過半数持株によらない比較最大の少数持株、すなわち、他株主の決議権を超えるに十分な⁽¹²⁾最大少数持株 (ownership of a large minority voting interest)、あるいはその他、(5)マネージメント契約、(6)リース、(7)その他の協定に基づく支配をその例に上げている。⁽¹³⁾

過半数持株による支配はいわゆる法的支配である。むしろ、ここで強調されるのは非過半数持株による支配である。支配力が存在するかどうかを決定するのは事実の問題 (factual matter) である⁽¹⁴⁾、とする。過半数持株によらない支配は有効支配 (effective control) とよばれる。⁽¹⁵⁾ 有効支配の達成手段は法的支配のそれとは異なるとしても、結果として得られる支配の内容に異なるところはない。また、最大少数持株の評価にあたっては、少数持株の相対的な大きさも過半数持株に近いものから10パーセント以下の持株もありうると

いうのである。⁽¹⁶⁾

(2) SFAS 第94号における連結範囲の拡大

ところで、伝統的連結範囲の再検討とのその大きな改正は、「すべての過半数所有子会社の連結」を規定した FASB の SFAS 第94号において既に行われた処である。従来基準である ARB No. 51は、前述のごとく、連結基準に「ある会社による他会社の支配的財務持分を有する」こと、その条件は「過半数持株 (ownership of a majority voting interest)」であるとした。⁽¹⁷⁾ただ ARB No. 51はこのすべての過半数所有の子会社の連結という一般原則に対して例外規定 (“exceptions to that general rule”) を設けた。(1)一時的支配、(temporary control)(2)相対的な最大少数株主持分、⁽¹⁸⁾および(3)「非同質性」 (“nonhomogeneity”) とであった。⁽¹⁹⁾とりわけ、過半数所有の子会社でも親会社その他の関係会社とその営業の性質が異なることをもって連結から除外する根拠としてもちいられたのがこの「非同質性」基準であった。⁽²⁰⁾すなわち、この基準に従って、通常、金融、保険、不動産、リースの子会社が非連結とされたのである。

この基準の大きな転換を計ったのが1987年の SFAS No. 94「すべての過半数所有子会社の連結」であった。そして、「本ステイメントは過半数所有の子会社を連結すべきという一般原則にたいする3つの除外事項を削除する：すなわち“非同質的”事業、相対的な最大少数株主持分およびその他の制限的方針に関する除外事項がそれである。⁽²¹⁾同ステイメントはその根拠を、多額の資産、負債、収益および費用を連結財務諸表から排除している最大の要因が、過半数所有子会社の連結からの除外であり、「オフ・バランスシート・ファイナンス」 (“off-balance-sheet financing”) の大きな要因となっているとしたのである。⁽²²⁾こうして、最大の問題が「非同質性」を理由とする金融、保険、不動産、リース、その他“非同質的”子会社の除外にあるとし、⁽²³⁾過半数持株を原則とすることによって連結範囲の拡大を計ったので

ある。このような経過からみると、本『討議資料』は連結範囲一般の拡大が計られているとみられる。それは連結基準そのものの概念的拡大を計り、とりわけ支配力基準を強調することによって、連結範囲の拡大と弾力化を計るという、新たな段階が目ざされているとみられるのであり、比例連結概念の導入と相まって持分法の存在自体の意味をも失わせしめるものとなっている。

(註)

- (1) Discussion Memorandum, *op. cit.*, para. 122.
- (2) ARB No. 51, Consolidated Financial Statements, para. 1, 2.
- (3) Discussion Memorandum, *op. cit.*, subissue 1, 2.
- (4) 受益権とは利益の配分権, 受取配当権, また株式の売却や資産の売却によって投資を回収するといった権利を指す (*Ibid.*, para, 131.)。
- (5) *Ibid.*, para, 133.
- (6) *Ibid.*, para, 135.
- (7) *Ibid.*, para, 137.
- (8) *Ibid.*, subissue 1, 3.
- (9) 各会社の多数議決権の取得による重層的会社支配構造を通じて頂上会社は比較的少数持株によって会社グループを支配できる (*Ibid.*, para. 155)。
- (10) 2種類の普通株あるいは議決権付優先株(配当制限付)といった方法が上げられる (*Ibid.*, para. 156)。
- (11) ある議決権トラストは家族支配の会社の支配を統一するという場合のような、任意のものもあれば、株主や与信者の法的行為の結果によるものもある (*Ibid.*, para. 157)。
- (12) 例えば、以下のような場合、A会社はその最大少数持株の議決権の行使によってB会社取締役を選任できる。すなわち、B会社株主のかならずしも全てが投票権を行使しないとすれば、A社は議決権の過半数を得る。以下のA, B, C, は3つのケースを示す。

	発行済株式総額に 対するA社持株比率	投票株式数の 比率	投票数に対する A社の比率
ケースA	49%	85%	58%
ケースB	45	85	53
ケースC	40	75	53

(13) ある場合、ある実体は最少限の法的所有しかない場合でも、契約ないしリースによって他の実体の営業や財務政策を支配する力を獲得する。契約やリースは株式保有の場合と基本的に異なって報酬つきであり、契約者の支配は期限付であったり、権限が制約されたりする (*Ibid.*, para. 172, 174)。

(14) *Ibid.*, para. 170.

(15) *Ibid.*, para. 158.

(16) *Ibid.*, para. 159.

(17) *ARB No. 51*, para. 1, 2.

(18) *Ibid.*, para. 2.

(19) *Ibid.*, para. 3.

(20) *SFAS No.94*, para. 8.

(21) *Ibid.*, para. 9.

(22) *Ibid.*, para. 7, 26.

(23) *Ibid.*, para. 27.

Ⅳ. 会社間取引の消法—未実現利益の消去

会社間取引に伴う会社間受取勘定と支払勘定、仕入と売上および損益の消去の処理は如何になされるのか。『討議資料』はこれらの相互勘定の完全消去と持分比率に相じた部分消去（親会社概念）という代替の考え方も提示している。しかし、『討議資料』の焦点は会社間取引に伴う棚卸資産に含まれる未実現利益の消去の問題にある。同書は、ダウン・ストリーム、アップ・ストリームの場合に区分し、次のような代替の方法を提示する。

ダウン・ストリーム (“downstream” sales): 親会社から子会社になされた

棚卸資産の売却取引について、経済的単一体概念においては、①未実現損益の全額を消去し、その全額を親会社に負担せしめる。⁽¹⁾これは、ARB No. 51における基準でもある。⁽²⁾親会社概念においては、②未実現損益を全額消去し、その全額を親会社に負担せしめるか、子会社に対する親会社持分比率相当の未実現利益を消去し、親会社に消去分を負担せしめる。⁽³⁾比例連結においては、③子会社に対する親会社の持分比率に相当する未実現損益を消去し、親会社に負担せしめる。⁽⁴⁾

アップ・ストリーム (“upstream” sales):子会社から親会社への棚卸資産の売却取引について、経済的単一体概念においては、①未実現損益を全額消去し、子会社に対する親会社持分比率と少数株主持分の持分比率に応じて配分し負担せしめる。これはARB No. 51が規定する処理法である。⁽⁵⁾親会社概念のもとでは、②未実現損益のうち、子会社に対する親会社の持分比率に相当する金額だけ消去し、消去分を親会社に負担せしめる。⁽⁶⁾また、③全額消去し、消去分を親会社に負担せしめる方法も認めている。⁽⁷⁾比例連結においては、④未実現損益のうち、子会社に対する親会社の持分比率に相当する金額だけ消去し、消去分を親会社に負担させる、ことになる。⁽⁸⁾

ホリザンタル (“horizontal” sale):共通の親会社を有する子会社間の棚卸資産の売却に伴う未実現損益の消去についてはどうか。基本的にはアップ・ストリームの場合の扱いと同じとされ、三つの代替的方法が提示される。⁽⁹⁾経済的単一概念においては、未実現損益を完全消去し、その額を親会社持分と少数株主持分とにその持分比率に相じて配分する。親会社概念においては、売却子会社に対する親会社の持分比率に相当する未実現損益を消去する。比例連結の場合もまた、売却子会社に対する親会社の持分比率に相当する未実現利益を消去する、とするのである。『討議資料』において、会社間取引に伴う受取勘定および支払勘定、仕入および売上については現行ARB No. 51が完全消去を行うに対して、これら相殺勘定について、親会社概念、比例連結においては持分比率に応じた消去法を提唱している。しかし、連結財務諸表

上の効果は未実現利益の消去にあり、その完全消去か部分消去かによって連結利益に及ぼす効果が異なるところに焦点がある。

『討議資料』はダウン・ストリーム、アップ・ストリームの区分を行い、各々について、3つおよび5つの代替的処理法を提示し、多様な会計処理法を合理づけたのである。

(註)

- (1) Discussion Memorandum, *op. cit.*, para. 315.
- (2) ARB No.51 (para. 14) は「消去されるべき会社間損益は少数株主持分の存在に影響されない。完全消去こそ連結財務諸表の基礎的前提と一貫性を有する。また消去損益は多数株主持分と少数株主持分とに配分し負担させる」とした。
- (3) Discussion Memorandum, *op. cit.*, para. 316.
- (4) *Ibid.*, para. 317.
- (5) *Ibid.*, para. 321.
- (6) *Ibid.*, para. 319.
- (7) *Ibid.*, para. 318.
- (8) *Ibid.*, para. 320.
- (9) *Ibid.*, subissue 4.3.

おわりに

以上、『討議資料』の内容を検討した。同書は1959年に設定された ARB No.51の基準の見直しであり、その後の同基準に対する理論的批判と種々の連結会計実務の展開をふまえての再編成とされるのであるが、それは以下のような特徴を有している。

(1)まず、同書の特徴は連結手続を基礎づける概念として、ARB No. 51に代表されるエンティティ概念(単一の企業体概念 a single business enterprise)⁽¹⁾に替えて、経済的単一体概念、親会社概念、比例連結概念なる三つの概

念を設定し、その概念枠の拡大を計ることによって「代替的」会計処理法を論理づけたことである。親会社概念も一つの新しい概念であるが、特徴的なのは、比例連結概念を全部連結と同じ地位に位置づけたことである。『討議資料』はこれら三つの基礎概念のどれか一つを支持しているわけではない。⁽²⁾例えば、「内部取引」にともなう未実現利益の消去の多様な処理法に代表されるような代替的会計処理法と、それを論理づける基礎概念を多元的に提示することによって、新たな連結会計基準の設定にあたって、現実の多様な連結会計実務を合理づけ得る幅広い枠組みを提示しているのである。

(2)貸借対照表の連結における基本的会計処理問題は投資勘定の消去における子会社純資産（資産および負債）の評価基準である。『討議資料』においては、（識別可能な）資産、負債の連結計上は、基本的に三つの基礎概念とも、その公正価値（親会社および比例連結概念においてはその持分相当）で評価されるところに特徴がある。受入純資産は ARB No. 51 に於ては簿価によった。⁽³⁾これは APB Opinion No. 16において公正価値（パーチェス法）と簿価（持分プーリング法）として対置されたのであるが、⁽⁴⁾今『討議資料』においては、基礎概念の如何にかかわらず公正価値、すなわち時価評価をもって拡大計上されているのである。したがって、連結のれんの認識計上は当初から投資原価と子会社純資産公正価値との差額とされる。特に経済的単一体概念の「全部のれん」法においては、親会社の投資原価（支出された買収価格）を基礎に子会社全体の企業評価を行ない、総体としての子会社の見積公正価値と子会社の識別可能な資産および負債の純公正価値との差額をもって「のれん」とする方法も提唱したのである。これは伝統的実務が買収価格を限度として原価を識別可能な資産へ、その公正価値に従って配分を行ない、残余を「のれん」としたのに対し、明らかに全体としての償却資産の拡大計上を意味する。

(3)『討議資料』のいま一つの重要な問題領域は連結方針の弾力化、すなわち連結範囲の拡大にある。その基本的特徴は過半数持株基準に支配力基準を対置し、特に後者を強調することである。同書によれば、「ARB No. 51にお

いてはある実体による他の実体に対する支配力が連結の基本条件であり、過半数株の所有は支配力的手段である⁽⁵⁾とされた、とするが、その基本は過半数持株基準にあった。この基準は今回の親会社概念と比例連結概念が支持するところである。これらは連結の条件に親会社株主の受益権の存在を重視し、その条件を過半数持株に求めたのである。これに対して、経済的単一体概念は、単一の組織体としての支配力の存在を強調する。支配とは有効支配であり、これは過半数持株によらない相対的に大きな少数持株、契約、リース等によっても達成可能である、という法的形式（権利）より実質的支配の論理をもって連結範囲の弾力化と拡大化が計られているのである。既に、SFAS No. 94によって金融子会社の連結化は果された。『討議資料』は基礎概念の拡張によって、連結範囲一般の弾力化と拡大化を論理づけているものとみられるのである。

(註)

(1) ARB No. 51. *op. cit.*, para. 6.

(2) 山地範明稿「FASBの連結基礎概念」『會計』第144巻，第1号，54頁参照。

(3) ARB No. 51は「買収法による親会社の投資原価が、帳簿価額で計上される子会社の純資産に対する親会社持分額を超える額は、その性質に従って連結貸借対照表に計上されねばならない」とした (*Ibid.*, para. 7)。

(4) APB Opinion No. 16 (para. 8) はいう。「特定の条件に合致する企業結合は持分プーリング法処理が要請される。特定の条件に合致する結合については新たな評価基準は認められない。結合会社の資産および負債はその帳簿価額で結合される。他のすべての企業結合はある会社による他の会社の取得として処理される。取得会社にとっての被取得会社の取得原価は個別資産取得の処理基準によって決定される。そうして、その原価は識別可能な資産、負債に、その公正価値に従って配分され、未配分原価はのれんとして計上される」と。

(5) Discussion Memorandum, *op. cit.*, para. 125.